

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いはらき

1

平成26年 新春を迎えて

2014 January
NO.426

- 20歳になったら国民年金
- 年金委員・健康保険委員研修会及び表彰式を開催しました
- 健康保険証の回収にご協力をお願いします



「大洗の朝」(撮影・大洗町)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

平成二十六年

新春を迎えて

一般財団法人茨城県社会保険協会 会長 坂本 秀雄



明けましておめでとうございます。

会員の皆様方はじめ、「社会保険 いばらき」ご愛読の皆様方には、お健やかに新しい年をお迎えになられたことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年は、当協会の事業運営に多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国の社会経済情勢は、依然として厳しい状況が続いており、TPP関連、エネルギーの確保問題、財政再建等、多くの課題に対する早急かつ本格的な取り組みが望まれております。

こうしたなか、国民生活の安全と安心を確保するための社会保障制度改革の議論が進展し、長期的に安定し信頼される医療保険制度や年金制度が確立されることを念願しているところでございます。

当協会は事業主団体として、公益事業である社会保険制度周知の広報宣伝活動を積極的に行い、制度の普及・発展向上を図るとともに、福利厚生事業の充実を図り、被保険者とその家族の皆様健康増進に努めてまいり所存でございます。

具体的には、広報誌「社会保険 いばらき」の発行のほか、社会保険の事務手続冊子、健康づくり事業の各種パンフレット等の配布、職場内における健康づくり講習会、事務研修会への協力、社会保険相談事業としての年金セミナー・健康管理講座の開催、健康増進を図るための施設利用補助事業などを展開してまいります。

社会保険協会事業の重要性に鑑み、皆様方のお役に立てるよう、役員一同、誠心誠意を尽くして事業に取り組んでまいりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご多幸・ご健勝と、貴社のますますのご発展を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

20歳からスタート 国民年金

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての方が加入し、保険料を負担する制度です。

加入の種類は3種類に分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

第1号被保険者

農林漁業、自営業、学生、無職の方

お住まいの市町村役場の窓口で手続きを行う。

保険料は口座振替や納付書を使用して納めます。
月額 15,040円
(平成25年度)

第2号被保険者

サラリーマン、公務員の方

勤務先が手続きを行う。

国民年金の保険料は、厚生年金保険、共済組合の保険料に含まれているので改めて納める必要はありません。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者(被扶養配偶者)

配偶者(第2号被保険者)の勤務先が手続きを行う。

保険料は、配偶者の加入している厚生年金保険・共済組合の制度が負担するので自己負担はありません。

口座振替の前納が断然お得!

●毎月納める面倒もなく、しかも保険料が安くなるこんないい話があります。

1年度分(4月から翌年3月分)を口座振替で一括前払いすると、通常の金額より**3,780円(平成25年度割引額)**も安くなります。

手続きは金融機関、郵便局、年金事務所になります。ご希望の方は**2月末日**までに手続きが必要です。

お得な前納や口座振替など、詳細については年金事務所へお問い合わせください。

未納はダメ

●保険料を未納にしていると、将来受ける老齢基礎年金が少なくなったり、受けられなくなったりするだけでなく、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合の障害基礎年金を受けられなくなる場合があります。万が一に備えて未納にしないよう心がけが必要です。

納付が困難な方は ～未納にしないために～

所得が少なく保険料を納めることが困難な方は、納付が猶予される制度や免除される制度がありますので必ず確認し申請をしてください。

学生納付特例制度

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等に在籍する学生で前年所得が118万円^{※1}以下の方。

若年者納付猶予制度

30歳未満で本人及び配偶者の前年所得が57万円^{※1}以下の方。

全額・一部免除制度

申請者本人、配偶者及び世帯主の前年所得がそれぞれ一定額^{※1}以下の方。
※1 所得の基準額は扶養親族の人数によって変わります。

詳しくは、お近くの年金事務所または市町村担当係にお問い合わせください。

委員・健康保険委員 及び表彰式

日本年金機構、全国健康保険協会茨城支部、茨城県社会保険委員会連合会は、十一月二十日(水)ホテルレイクビュー水戸において、平成二十五年度年金委員・健康保険委員研修会及び表彰式を二百七十五名の年金委員・健康保険委員の参加のもと開催しました。

表彰式及び研修会の開催にあたり、日本年金機構北関東・信越ブロック本部野呂本部長、全国健康保険協会茨城支部徳宿支部長、茨城県社会保険委員会連合会富岡会長より挨拶がありました。

事業功労者への表彰式では、永年にわたり功績のありました年金委員・健康保険委員に対し、日本年金機構理事長表彰伝達式、日本年金機構北関東・信越ブ



年金委員功労者表彰

日本年金機構理事長表彰(四名)

- 藤原 昌子 有限会社 本町タクシー (ひたちなか市)
- 海方 裕子 株式会社 第一商会 (水戸市)
- 福原 重春 フタムラ化学株式会社 茨城工場 (阿見町)
- 豊田 信子 株式会社 テッコー (北茨城市)

日本年金機構 北関東・信越ブロック本部長表彰(十名)

- 藤田美智男 常陸化工株式会社 (常陸太田市)
- 松本理佳子 株式会社 茨城新聞社 (水戸市)
- 石桁 英樹 公益財団法人 鹿嶋市文化スポーツ振興事業団 (鹿嶋市)
- 吉田 幸枝 株式会社 村上工務店 (鹿嶋市)
- 蛭田みよ子 株式会社 須藤隆建築設計事務所 (土浦市)
- 長瀧 益代 豊田新利根土地改良区 (河内町)
- 阿部 勲 イタヤエナジー株式会社 (筑西市)

平成25年度 年金委員・健康保険委員研修会及び表彰式



平成25年度 年金 研修会

ロック本部長表彰式及び全国健康保険協会理事長表彰伝達式、全国健康保険協会茨城支部長表彰式が行われました。

また、表彰式後の年金委員・健康保険委員研修会では、齋藤金融・年金・労務相談事務所所長の齋藤敬徳所長より「六〇歳以降の年金と賃金について」の講演に続き、NPO法人笑み筋体操ハッピーネットの小野彰子講師、晏在雅子講師より「笑ってもつと健康に！笑み筋体操」の講演が行われ、研修会は盛況のうちに終了しました。

なお、この表彰式において表彰された方々は次のとおりです。（敬称略）

健康保険委員功労者表彰

須藤 英夫 医療法人 恒貴会 （筑西市）

萩谷 康弘 アイ・イー・シー株式会社 （日立市）

渡邊 妙子 茨城ビジネス株式会社 （日立市）

全国健康保険協会理事長表彰（一名）

野口 敬子 株式会社 ニッソウ （つくば市）

全国健康保険協会茨城支部長表彰（五名）

佐藤 育子 株式会社 川和工業所 （常陸大宮市）

市毛 敏明 株式会社 茨城木材相互市場 （水戸市）

松崎 栄 社会福祉法人 豊里園 特別養護老人ホーム 美健荘 （つくば市）

山崎 啓 京三テックス株式会社 （古河市）

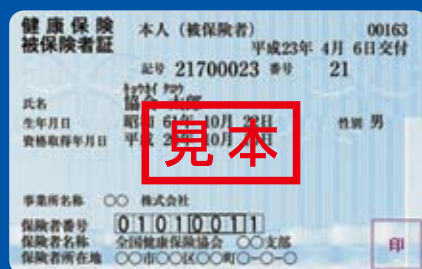
鈴木 康夫 砂川産業株式会社 （日立市）

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

退職等で資格喪失される方の

健康保険証の回収にご協力をお願いします

資格喪失後の健康保険証の使用防止にご協力ください



健康保険証の使用に関する注意事項

健康保険証は退職日までしか使用できません

会社を退職された場合、**健康保険証が使用できるのは退職日まで**です。退職日の翌日から使用できませんので、従業員様が退職される際には、必ず健康保険証を回収いただきますようお願い致します。

- (例) 3月20日 退職 →翌日3月21日以降は**使用不可**
 (例) 4月1日 扶養解除 →4月1日以降は**使用不可**

健康保険証の即時回収が誤った使用を防ぎます

退職後や扶養解除により、加入者資格がないのに健康保険証を使用すると、無資格受診となります。その場合**医療費を返還していただくことになります**。
 無資格受診による健康保険証の不正使用防止のため**健康保険証の即時回収徹底**をお願い致します。

資格喪失届には健康保険証を必ず添付してください

事業主様が資格喪失届を日本年金機構(年金事務所)に提出する際、退職等により**資格喪失となる被保険者から回収した健康保険証を添付(同時提出)することが義務付けられています**。

(健康保険法施行規則 第五十一条)

健康保険証 Q & A

?



Q

資格喪失届の提出直後に、退職した従業員から健康保険証の返却がありました。督促はきていないので、会社で破棄してもいいのでしょうか？

A

いいえ。資格喪失届に健康保険証の添付がない場合には、**直ちにご本人様宛に返却依頼の文書を送付**しております。やむを得ず資格喪失届提出後に健康保険証の回収となった場合には、直ちに日本年金機構(年金事務所)へご返却ください。

?



Q

退職する従業員から「新しい健康保険証が届くまで、健康保険証の返却を待ってほしい」と言われました。新しいものが届くまでは、退職前の健康保険証が使えるのでしょうか？

A

いいえ。新しい健康保険証が手元になくても、**健康保険証が使用できるのは退職日まで**です。資格喪失届に健康保険証を添付することが事業主様に義務付けられていますので、退職時には必ず回収してください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1582 (業務グループ)